

商品概要説明書

2020年1月5日現在

商品名		金利優遇定期300
販売対象		別紙に定める預入対象者
期間		1年（自動継続のお取扱いはありません）
種類		スーパー定期預金
預入	預入方法	一括してお預け入れいただきます。
	預入限度額	一人あたり300万円まで
	預入単位	1円以上1円単位
払戻方法		満期日以降に一括して払戻します。
利息	適用利率	預入時の1年ものスーパー定期預金の店頭表示利率に年0.25%を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。
	利払方法	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
	課税	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客さまは20%*（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ※2013年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りになる利息については復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、マル優の取扱いもできます。
中途解約時の取扱い		<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払戻します。</p> <p>なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、その普通預金利率を下限とします。</p> <p>預入期間が6か月未満の場合……………解約日における普通預金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合……………約定利率×50%</p>
預金保険の適用		適用されます。（1人あたり対象預金等の元本合計1,000万円までとその利息等を預金保険制度により保護）
金利情報の入手方法		窓口までお問い合わせください。
その他参考となる事項		<ul style="list-style-type: none"> お取扱いは一人1店舗に限ります。 証書のみのお取扱いとなります。 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
当行の苦情・相談窓口		カスタマーセンター（フリーダイヤル 0120-315180） 受付 9:00～17:00（ただし銀行休業日は除きます。）
当行が契約している指定紛争解決機関および連絡先		指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772 受付 9:00～17:00（ただし銀行休業日は除きます。）

商品概要 Y030（2020.1改）<2020.1>

預入対象者及び確認書類

	預入対象者	確認書類 (窓口へ提示いただく書類)
国民年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	国民年金証書または 国民年金・厚生年金保険年金証書
旧国民年金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者	国民年金証書
	老齢特別給付金受給者	国民年金証書
旧厚生年金 (含船員保険)	障害年金受給者 (※) 遺族年金受給者 (※) 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 鰥夫(かふ)年金受給者 遺児年金受給者	厚生年金保険年金証書または 船員保険年金証書
共済年金	障害年金受給者 (※) 遺族年金受給者 (※) 通算遺族年金受給者	次のいずれかの証書 ・ 国家公務員(等)共済組合年金証書 ・ 共済年金証書 ・ 地方公務員共済組合年金証書 ・ 私立学校教職員共済組合年金証書 ・ 農林漁業団体職員共済組合年金証書
各種手当	児童扶養手当受給者	児童扶養手当証書
	特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者	特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書
	医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保健手当受給者	医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書 保健手当証書

※「障害厚生年金」・「遺族厚生年金」・「障害共済年金」・「遺族共済年金」・「恩給」の受給者は対象外。

